

平成30年度第11回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成31年2月15日

場所 十和田市役所議会会議室

平成30年度第11回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成31年2月15日(金) 午後2時01分

3. 閉 会 日 時 平成31年2月15日(金) 午後2時32分

4. 出席農業委員(16名)

1番	野月弘行君	2番	小田正喜君
3番	外山康仁君	4番	小笠原和男君
5番	箕輪展忠君	6番	竹浦寿広君
7番	野崎さち子君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
12番	豊川洋人君	13番	小川正孝君
14番	新屋敷より子君	16番	中野均君
17番	米田一典君	19番	力石堅太郎君

5. 欠席農業委員(3名)

8番	中野渡稔君	15番	杉山秀明君
18番	山崎誠一君		

6. 出席農地利用最適化推進委員(11名)

旧和田町	中屋敷鉄男君	三本木	関川明君
三本木	山端敏行君	四和	根岸始君
深持	下久保トキ子君	切田	若沢弘幸君
切田	中川原彰造君	大深内	立崎和寿君
伝法寺	小笠原秋彦君	東部	山端至誠君
六日町	竹ヶ原竹夫君		

7. 欠席農地利用最適化推進委員（3名）

田和剛 白山雄治郎君 大深内 工藤武彦君
藤坂 松田賢志君

8. 会議に付した案件

報告第59号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第60号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第61号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取消しについて
報告第62号 農用地利用配分計画の認可について
議案第62号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第63号 公売買受適格者の証明について
議案第64号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第65号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第66号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可後の事業計画変更承認に係る意見について
議案第67号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第68号 平成31年度（2019年度）農作業労働賃金等標準額について

9. 議事録署名委員

4番 小笠原 和男君 5番 箕輪 展忠君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 市澤新吾 事務局次長 高橋克彦
事務局農地係長 越田守 事務局振興係長 根岸優一
事務局主任主査 山崎和也 事務局主任主査 中野渡礼央
事務局主任主査 椛木信人 事務局主任主査 吉田武範

11. 書 記

事務局主任主査 山崎和也

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、8番 中野渡 稔 委員、15番 杉山 秀明 委員、18番 山崎 誠一 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成31年2月7日に告示招集いたしました、平成30年度第11回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。4番 小笠原 和男 委員、5番 箕輪 展忠 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には 山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日一日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日一日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第59号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）1ページをお願いいたします。報告第59号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから5ページになります。2ページをお願いいたします。今回は全体で13件、農地法等に係るものは10件、農地中間管理事業に係るものは3件、すべて合意解約によるものです。105番は今後売買予定です。106番と107番は自ら耕作するものです。3ページです。108番は一部が29ページ37番で基盤法による申請、その他は22ページ140番で3条申請があります。109番は貸借予定です。110番は自ら耕作するものです。111番は18ページ118番、112番は20ページ128番で3条申請があります。4ページです。113番は農地として管理、114番は今後売買予定です。5ページです。

農地中間管理事業による合意解約分です。15番から17番は今後中間管理機構において、新たな配分計画が定められる予定です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第59号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第60号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）6ページをお願いいたします。報告第60号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。7ページから10ページになります。今回は12件で、すべて相続による取得です。あっせん等の希望はありません。7ページです。104番と105番は自ら耕作、106番は一部の現況が雑種地、その他は自ら耕作するものです。8ページです。107番と108番は自ら耕作するものです。109番は農地として管理、110番は一部を農地として管理、その他は自ら耕作するものです。9ページです。111番は一部を自ら耕作、その他は貸借中です。112番は自ら耕作するものです。10ページです。113番は19ページ125番で3条申請があります。114番は一部を自ら耕作、その他は貸借中です。115番は一部が貸借中、その他は農地として管理するものです。なお、相続を受けた農地の一部が、農地以外の用途になっているものについては、地目変更等の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第60号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第61号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）11ページをお願いいたします。報告第61号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取消しについて。農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について、別紙のとおり当事者から取消し願が提出され許可が取消しとなったので報告する件です。12ページです。この件は、平成30年10月16日開催の平成30年度第7回総会議案第42号で、許可相当として県知事へ送付したものについて平成31年1月10日付指令第53号で許可され

たもので、その後、申請者から取消し願の提出があり、平成31年2月4日付で青森県知事から許可の取消し通知があったものです。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第61号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第62号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）13ページをお願いいたします。報告第62号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。今回の報告案件は、平成30年12月14日開催の平成30年度第9回総会議案第51号で、農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて、平成31年2月6日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は、すべて農地中間管理機構である、公益社団法人あおもり農林業支援センターです。14ページをお願いいたします。賃借権は234番から15ページ239番で、6件20筆36,961平方メートルです。貸借期間は5年が234番と235番の2件、このほかの4件は10年です。16ページをお願いいたします。使用貸借による権利は30番から33番で、4件12筆32,612平方メートルで、貸借期間は5年が30番と31番の2件、このほかの2件は10年です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第62号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第2班で、調査員は竹浦班長、小田委員、山崎委員の3名です。2月7日に現地調査及び市役所新館3階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）次に議案第62号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）17ページをお願いいたします。議案第62号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定

により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。6番 竹浦 寿広 委員、お願いいたします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計31件で、このうち所有権移転が14件、賃借権設定が17件で、使用貸借による権利の設定はありません。まず所有権移転ですが、申請番号115番から124番までは、相手方要望による売買です。申請番号125番から20ページの128番までは親子間での贈与です。次に賃借権の設定についてですが、21ページの申請番号132番から24ページの148番までは、すべて労力不足により賃貸借を行います。なお、所有権移転の115番から128番まで、賃借権設定の132番から148番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第62号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第63号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）25ページをお願いいたします。議案第63号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するも

のとする件です。26ページをお願いいたします。申請番号13番から15番の農地は、いずれも稲生川土地改良区の公売にかかるものです。公売の公告は平成30年12月26日、入札日時は平成31年2月27日午前10時から午前10時20分まで、開札日時は同日午前10時30分、売却決定日時は平成31年3月6日午前11時、代金納付期限は同日午前11時30分です。願出人は経営拡張のため買受を希望するものです。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第63号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第64号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）27ページをお願いいたします。議案第64号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。2番 小田正喜 委員、お願いいたします。

報告委員（小田正喜君）それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。2月7日午後、竹浦班長、山崎委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転の10件です。申請地はすべて農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。今回の申請はすべて相手方要望又は労力不足のため農地を売買するもので、これらの農地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。今回申請のあった所有権移転の10件及び利用調整会議の対象ではありません。

んが、議案書 31 ページに記載の賃借権設定の 3 件については、お手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を 2 月 7 日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）小田委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第 64 号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第 65 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）32 ページをお願いいたします。議案第 65 号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。33 ページをお願いいたします。利用権の設定を受ける者は、すべて農地中間管理機構である、公益社団法人あおもり農林業支援センターです。賃借権の設定は 33 ページ 142 番から 34 ページ 148 番で、7 件 15 筆 50、459 平方メートルです。利用権設定期間は、3 年が 148 番の 1 件、5 年が 147 番の 1 件、その他の 5 件は 10 年です。賃借権での協力金の対象は、耕作者集積協力金が 142 番、144 番から 146 番の 4 件、経営転換協力金は 143 番の 1 件です。35 ページをお願いいたします。使用貸借による権利は 96 番から 98 番で、3 件 17 筆 34、702 平方メートルです。利用権設定期間は、96 番が 10 年、97 番が 15 年、98 番が 8 年です。使用貸借の協力金の対象は 96 番で、経営転換協力金の対象となります。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第65号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第66号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）36ページをお願いいたします。議案第66号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可後の事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。37ページをお願いいたします。この件は平成30年10月24日付指令第2910号で許可されたものについて、事業計画変更承認申請が提出されました。変更の内容は、当初計画は一般世帯仕様の建物18棟の建売分譲でしたが、二世帯住宅仕様の顧客ニーズもあることから一般世帯仕様13棟、二世帯住宅仕様3棟の合計16棟に変更するものです。38ページをお願いいたします。この件は昭和47年8月29日付指令第4475号で許可されたものについて、事業計画変更承認申請が提出されました。変更理由は、転用事業者は申請時は実家で家族と同居しており、転用した土地へ分家住宅を建築予定でしたが、子供が生まれたことにより家族と同居する方が安心であるとの判断から、事業に着手しないまま現在に至っています。承継者は、借家住まいの解消と通勤先へのアクセスを考慮し、申請地が住宅用地として適地と判断したため申請に至ったものです。なお、事業者が変更となることから議案第67号で改めて転用申請がなされております。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第66号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第67号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）39ページをお願いいたします。議案第67号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。6番 竹浦 寿広 委員、お願いします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用申請は今月は4件です。申請番号69番の転用事由は宅地分譲です。一区画あたり80坪前後の宅地21区画分を分譲する計画となっています。申請番号70番から72番までの転用事由はともに自己住宅の建築です。70番と71番はそれぞれ農地を取得して住宅を建てることにより、借家住まいの解消を図ります。72番は使用貸借により親から農地を借り受け、親元近くに分家住宅を建築します。以前転用許可を取っていた土地において、事業者を変更して住宅を建築するものです。申請地の場所ですが、申請番号69番と70番はそれぞれ総合衣料ヤマダ東店の東側と北側に位置しています。71番はゆーゆーランドの東側、72番は大不動集落内です。次に農地区分についてですが、申請番号69番から71番までは都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。72番は第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置される施設であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）竹浦委員、ご苦労様です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (力石堅太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第67号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長 (力石堅太郎君) 次に議案第68号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 (市澤新吾君) 41ページをお願いいたします。議案第68号、平成31年度(2019年度)農作業労働賃金等標準額について、このことについて、別紙のとおり平成31年度(2019年度)農作業労働賃金等標準額を定めたいので、承認を求める件です。42ページをお願いいたします。平成31年度の農作業労働賃金及び農業機械利用料につきましては、1月22日開催した全体会において、農作業労働賃金と農業機械利用料の水稻刈取り脱穀部分を増額することで承認をいただきました。この案を踏まえて、2月7日に開催した十和田おいらせ農業協同組合、農林畜産課及び農業委員会の三者による検討会において協議した結果、農作業労働賃金については、案のとおり6,200円となりました。農業機械利用料の水稻刈取脱穀については、津軽地方と比較して4,000円近く低額であるとの指摘があることから、案ではノッターを消費税8パーセント込みで14,000円、カッターは12,000円としておりましたが、この点について三者で協議した結果、まだ差があることから消費税を10パーセントと計算した際の額をノッター14,500円、カッター13,000円ということになりました。なお、その他の利用料につきましては、平成30年度と同額でございます。また、2019年10月1日に消費税法が改正されることから、消費税10パーセント込みと消費税8パーセント込みを併記いたしました。消費税10パーセントの額は、1,000円を超えるものについては、税抜額に税率を乗じた額の100円未満を四捨五入したものです。以上でございます。

議長 (力石堅太郎君) これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (力石堅太郎君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (力石堅太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第68号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事はすべて終了いたしました。
これもちまして、平成30年度第11回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時32分 —————